

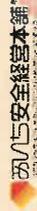
令和6年度 第97回

全国安全週間

危険に気がくあなただの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全



江南労働基準監督署

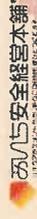


令和6年度 第97回

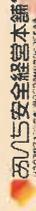
全国安全週間

目次

1. 令和6年度全国安全週間の実施について
2. 14次防と労働災害発生状況
3. 安全経営あいち®
4. 規則等の改正について
5. その他トピック



I 令和6年度全国安全週間の実施について



令和6年度 全国安全週間 実施要綱

スローガン 危険に気がくあなただの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

期 間 7月1日～7月7日（準備期間 6月1日～6月30日）

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学の実施による家族への協力への呼びかけ
⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

熱中症を防ごう！ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症を防ごう！

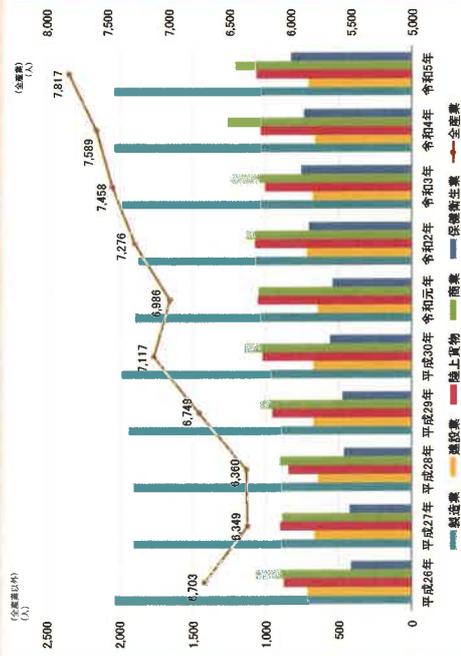
厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組み組むべき事項の周知を図っています。

令和5年、愛知労働局管内では、60件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBG T（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能ですが、正しくは※パンフレットでは59件とありますが、正しくは60件です。

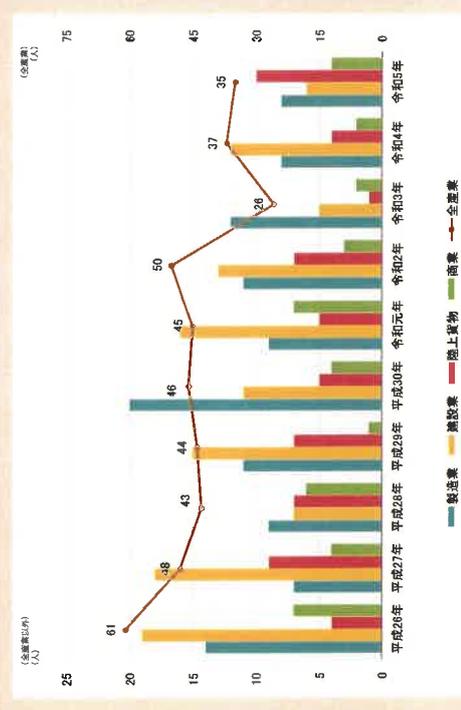
QRコード

2 14次防と労働災害発生状況

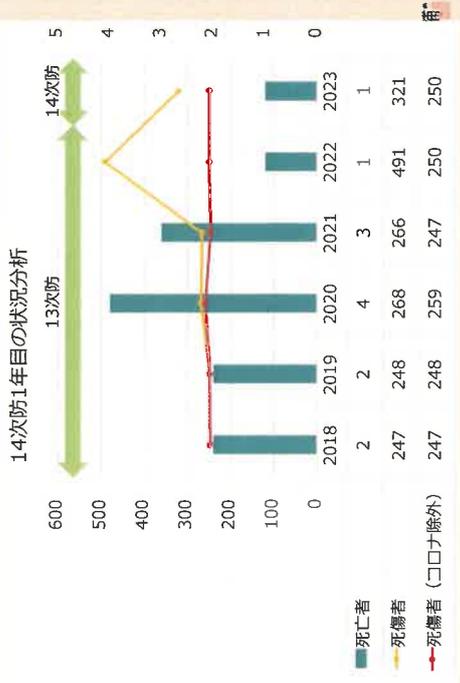
愛知労働局の労働災害発生状況（新型コロナナ除く）



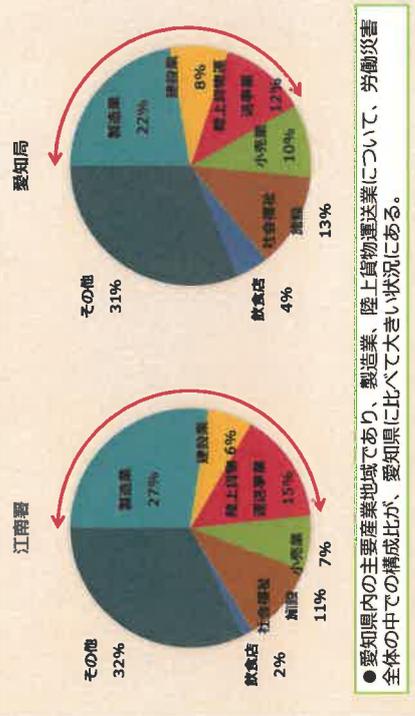
愛知労働局の死亡災害発生状況（新型コロナナ除く）



■ 江南署の14次防1年目の災害発生状況①



■ 江南署の14次防1年目の災害発生状況②



労働災害防止推進計画

第13次 労働災害防止推進計画 (2018～2022年度)

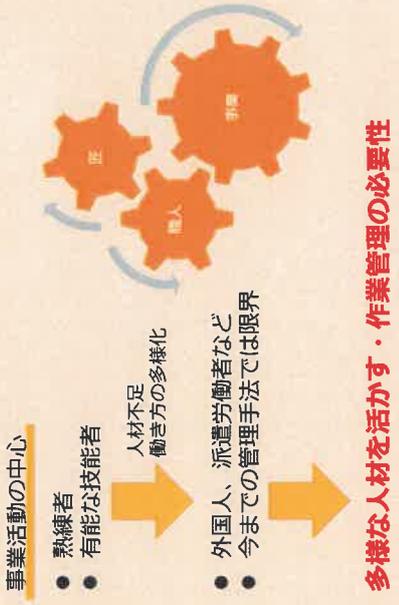
第14次 労働災害防止推進計画 (2023～2027年度)

キャッチフレーズ
危はゼロであらう

自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングを実現する。

● 重点事項
安全経営あいち
LIFE SAFETY FOR ALL UPPOODS MEMBER によって。

いままでの管理手法



安全でも求められること

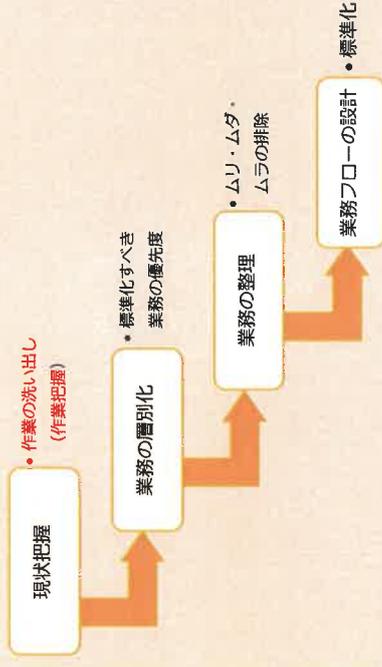
「企業で求められる「標準化」とは
誰がやっても 同じ時間、同じ結果（品質）が得られる
決まった手順



- 人に依存しない
- ムリ・ムダ・ムラの排除
- ノウハウ・文化の継承
- 不安全行動の抑制
- 安全文化の継承

13

標準化の進め方



14

リスクアセスメントの作業把握からわかるもの

いわゆる「ムリ・ムダ・ムラ」

- やりづらい作業
- ルールとは違った、ルールどおりにできない作業 など

● 労働災害発生のリスク

● 生産性低下のリスク

● 不良発生のリスク

● 環境負荷が高まるリスク



安全性、生産性、品質などが一体的に改善



15

PQCDSME は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [安全だけを別に取り扱えない。

16

企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

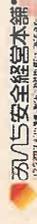
現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、企業価値向上を図るための戦略的手法とすることができる。



17

3



① 安全を理解する

安全と安心



ポイント : 科学的根拠より感覚が先行しやすい
: 「安心」を「安全」と錯覚されやすい

安全はリスク経由で定義

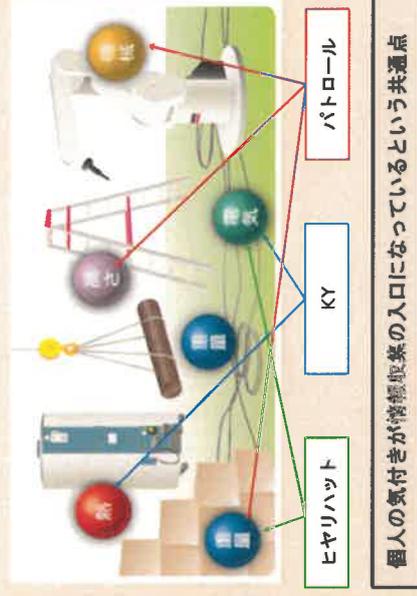


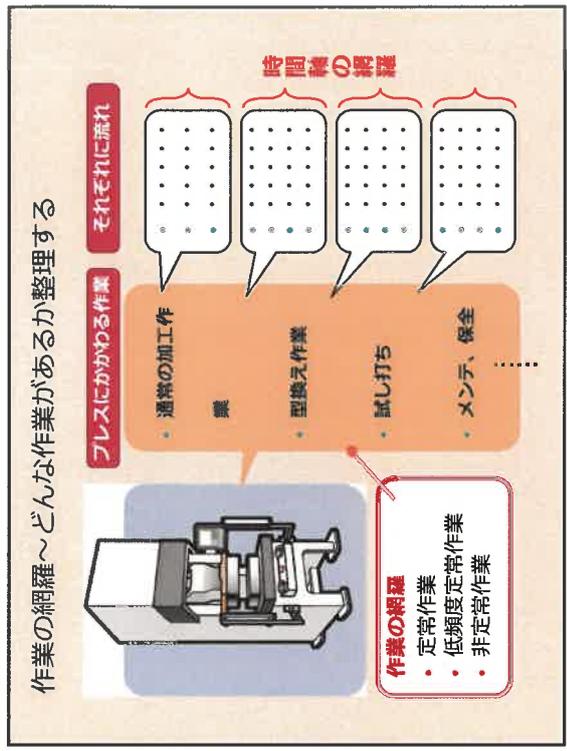
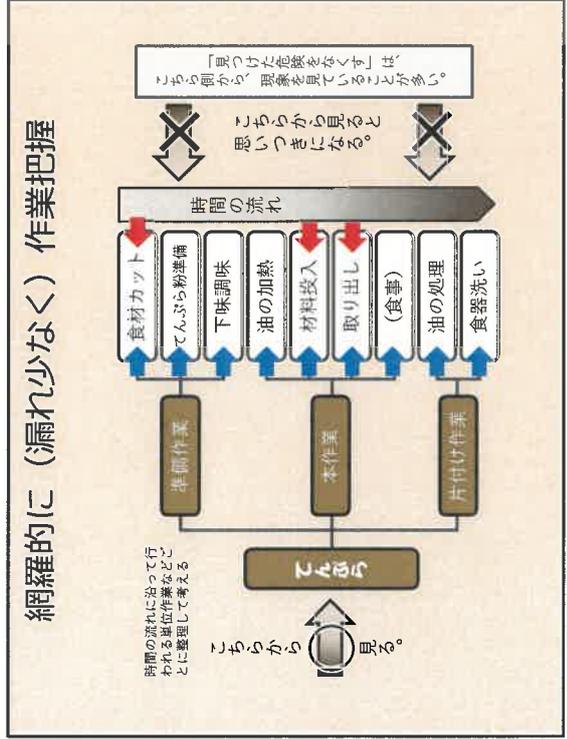
② リスクアセスメントとは

リスクアセスメントの意図すること



気づきによる調査手法の限界





④ 対象とする危険源を定める

あいち安全経営本舗
AICHI SAFETY MANAGEMENT CENTER

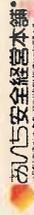
危険源の種類と危害(例)

危険源の種類	引き起こされる危害の具体例
機械的	鋭利な刃物による切傷や切断、回転要素による巻き込みや引込みや押込、可動要素による衝撃や押しつぶし など
電気的	充電部との接触による感電、アークによる火傷、静電的な
熱的	高温による火傷や熱中症、低温による凍傷など
騒音	物力衝突、平動衝撃など
振動	振動曝露、自律神経系、神経系など
放射	レーザや赤外線による目や皮膚への障害や火傷、放射線による放射線障害、放射線による遺伝性障害など
材料及び物質	ガスによる窒息や中毒、可燃性ガスによる中毒、粉じんによるじん肺など
滑り、つまづき及び	滑りやつまづきによる転倒、高さなどの障害による墜落や転倒など
人間工学無視	不自然な姿勢による筋骨格障害、不適切な照明による眼病、精神的な疲労、負荷不足によるストレスなど

注：「危険源の種類」欄の名称の後に、「な危険源」又は「の危険源」の置業がつきます。
(例) 機械的な危険源、材料及び物質の危険源 など

安全経営あいち推進の取組

- ・+safe協議会
- ・安全経営あいち推進大会
- ・安全経営あいち賛同事業場制度



+Safe協議会

第三次産業と「安全経営あいち®」の理念を継続的に！

- ・小売業
- ・飲食店
- ・社会福祉施設



第三次産業における労働災害防止～+Safeの取組み～

「+Safe」の取組とは？

- ・「+Safe」は、安全経営あいち®の理念を継承し、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設）において、労働災害の防止に取り組んでいます。
- ・「+Safe」は、安全経営あいち®の理念を継承し、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設）において、労働災害の防止に取り組んでいます。

安全経営あいち賛同事業場制度

「安全経営あいち®」に賛同いただける事業場
**監督者あて
 申請書を提出してください。**

- ・ 賛同票の提出
- ・ 申請書の提出

- 「登録証」をお渡しします。
- 「安全経営あいち®」のロゴマークを使用できるようになります。
- 賛同事業場HP内「賛同事業場一覧」に掲載します。（承認いただいた場合）

- 「安全経営」に取り組む姿勢と、その理由とねらいをリスクマネジメント体制内に盛り込む
- 賛同票のダウンロードは、賛同労働局ホームページへ



イベントのご案内

愛知県労働安全協会

異業種交流パネル事例

はこぶしごと

2024年7月4日（木）12：00～16：00予定
 名古屋労働局労働安全センター1階
 名古屋労働局労働安全センター1階3号

無料

「運ぶ」をテーマに、様々な労働事例を紹介します。

主催：愛知県労働安全協会
 共催：あいち安全経営本舗

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://www.aichilaborsafety.com/kyoukaiforum2024_00005.html

2025年1月27日（月）13：30～16：00
 日本経済連合会市民会館アリスホール
 名古屋市中区栄山一丁目5番1号

無料

企業経営者への取組紹介

- ・ トークセッション
- ・ 企業経営者への取組紹介
- ・ 企業経営者への取組紹介

愛知労働局

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://www.aichilaborsafety.com/kyoukaiforum2025_00001.html



出前講座のご案内



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

愛知

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント-出前講座**」を行います。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

お問い合わせは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働
基準監督署にお願ひします。



4 規則等の改正について

足場・荷役作業の改正



■ 足場からの墜落防止措置の強化

R5.10.1~R6.4.1施行

- 高さ**1 m**以上の箇所においては、**原則、本足場**を使用することが必要に。
- 足場の点検時には**点検者の指名**が必要に。
- 足場の組立等の後の**点検者の氏名の記録・保存**が必要に。



■ トラックでの荷役作業時における安全対策の強化

R5.10.1~R6.2.1施行

- **最大積載荷重 2 t**以上の貨物自動車において荷役作業を行う際は、**原則、昇降設備の設置と保護欄の着用**が必要に。
- **テールゲートリフター**の操作者に対し**特別教育**が必要に。
- 運転位置から離れてテールゲートリフターを操作する場合について、**原動機の停止義務を除外**。（逸走防止措置は必要。）



一人親方や労働者以外の人への保護措置等

- **労働安全衛生法22条**の措置の対象は、労働者以外にも及ぶとして、関係法令を改正。



労働安全衛生法第22条（事業者の責務すべき措置等）

- 事業者は、次の危険障害を防止するに必要な措置を講じなければならない。
- 一 塵埃、ガス、蒸気、粉じん、熱源、冷気、病態体質による健康障害
 - 二 放射線、騒音、振動、電磁界、電磁波、異常気圧等による健康障害
 - 三 針刺創傷、鋭利な物体による健康障害
 - 四 排気、排液又は蒸気い物による健康障害

R5.4.1から

- **局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮**を行う
- **作業方法**を周知する
- **保護具**を使用する必要がある旨を周知する

【**一人親方** 下請業者】
に対し
ても

- **保護具**を使用する必要がある旨を周知する
- **立入禁止や喫煙・飲食禁止**とする
- **事故発生時等に迅速**させる
- **化学物質の有害性**等を見やすい箇所に**掲示**する

【**一人親方、雇員の引継ぎ、**
再入場、再入場、再入場など】
に対し
ても

一人親方や労働者以外の人の保護措置等

- 労働安全衛生法20条、21条、25条、25条の2の措置の対象も、労働者以外に及ぶとして、関係省令を改正。

労働安全衛生法20条（事業者の請すべき措置等）
 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
 二 電線、配線その他の工事中の引込線による危険
 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

R7.4.1から

同じ場所にいる労働者以外の人

- 危険箇所等への立入禁止、作業禁止、立入等が可能
- な箇所等の感電、露天稼働の作業禁止の措置を行う
- 禁止場所での火気使用を禁止する
- 事故発生等に迅速させる

（一人親方、他の労働者、関係者等）

（一人親方、一人親方下請業者）

- 立入禁止とする必要のあるような危険箇所等においては、**例外的に作業を行わせるために義務がある場合には、保護具等を使用する必要のある旨を周知する**
- 例外的場面以外であっても、保護具使用の必要の旨、特定の作業手順・作業方法によらなければならない旨の周知を推奨**

5 その他トピック

重層請負の場合の措置義務者等

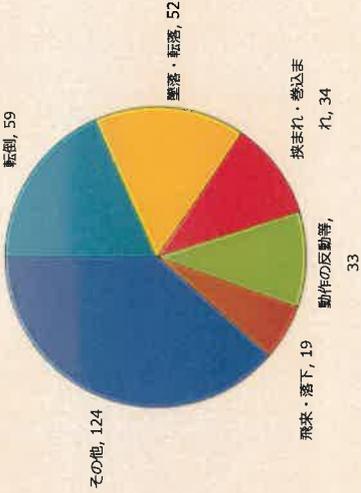
- 各事業者は、請負契約の相手方に対して措置義務を負います。



- 三次下請まで作業に従事する場合
 - 一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。
 - 二次下請は三次下請に対する義務を負います。
- 作業の全部を請け負わせる場合
 - 注文者の立場にあたるため措置義務の対象となりません。
- 元方事業者が実施すべき事項
 - 関係請負人が措置を行っていない場合は、必要な指導・指示を行わなければなりません。
 - 重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合は、立入禁止の表示や周知を元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や周知を行っても差し支えありません。

日常的な災害とどう向き合うか（転倒災害）

転倒災害、交通事故、あるいは腰痛のように日常生活の中でも起こり得る災害についてはどう考えればよいでしょうか。日常的な災害は、とにかく本人の集りや不注意のせいで片付けられがちです。しかし、そこで終わらせずにもう一歩踏み込むのが、危なさをの正しい向き合い方でしょう。



STOP! 転倒災害？



転倒災害の特徴
イラストが、4種類あるのがポイント。

転倒災害（危害発生）ではなく危険源



- 「転倒災害」という結果だけを探そうとすると、ヒントがぼけてしまう。
= 探し方の効率が低下する。



- 「段差」だけ、「動線」だけを調査するほうが、効果的に危険性を特定できる。

産保センターのご案内



産業保健スタップ向けサービス

- メンタルヘルス対策
- 治療と仕事の両立支援 など

小規模事業場向けサービス

- 長時間労働者や高ストレス者への面接指導
- 健康診断結果に基づき医師からの意見聴取 など